

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

031

第一次世界大戦後の南西アフリカとドイツ系移民

柴田暖子

November 2007



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

第一次世界大戦後の南西アフリカとドイツ系住民

柴田 暖子

はじめに

第一次世界大戦は文字どおり世界中を戦争に巻き込んだ。アフリカも例外ではなかった。ヨーロッパにおける対立構造は各植民地にもたらされ、宗主国間の敵対関係がそのまま植民地に反映された。19世紀終わりまでにドイツ帝国はアフリカ大陸に4つの植民地（ドイツ領南西アフリカ、ドイツ領東アフリカ、トーゴ、カメルーン）を所有していたが、いずれの植民地においても、戦争が始まってまもなく周辺諸国からイギリスやフランスの軍隊が押し寄せ、新たな植民地争奪戦が始まった。

ドイツ本国は植民地への援軍には消極的であった。それを象徴する数値をここにあげてみよう。イギリスを宗主国とする南アフリカ軍は5万人の兵士を投入して南西アフリカの領土内へ進攻したが、これを迎え撃つ南西アフリカの兵力は約3000人であった¹。圧倒的な兵力を前に南西アフリカのドイツ軍はほとんど抵抗できず、1915年7月9日に中部の町コラブ(Khorab)にて停戦協定が結ばれた。この時点からドイツ領南西アフリカはイギリスの占領下となり、ドイツ人は戦争捕虜として、南部の小さな町アウス(Aus)につくられた収容所へと送られた²。

第一次世界大戦に敗北したドイツ帝国は全植民地を失った。旧ドイツ植民地は、戦後発足した国際連盟の委任統治領となった。委任統治とは、主に敗戦国の旧植民地を将来独立させることを目的に、後見人として国際連盟から任命された第三国が経済的ないしは政治的に支援するという統治方式である³。これにより、旧ドイツ領南西アフリカ（以下、南西アフリカとする）は南アフリカが監督することになった。ヴェルサイユ条約の規定によれば、旧ドイツ領植民地に在留するドイツ人はすべて国外退去に処されるはずであったが、南アフリカ政府は植民地軍、植民地政府官吏、警察など公職に就く者以外の、いわゆる一般人について滞在を認めた。こうして約7000人のドイツ人が南西アフリカに残留することになった。本論文ではこれらドイツ人の動向を明らかにしていきたい。

当時、南アフリカ政府はアフリカ大陸に白人文明社会を確立させることをもくろんでおり、この目的のためには、ヴェルサイユ条約に反して、ドイツ人を南西アフリカにとどまらせる必要があった⁴。このような南アフリカ政府の意向により、南西アフリカに残留することになったドイツ人について、近年関心が高まっている。現在、このようなドイツ人の動向を取り扱った研究には、ベルテルスマン⁵、ンガヴィル⁶、リューディガー⁷、シュミ

¹ Allan D. Cooper, *The Occupation of NAMIBIA: Afrikanerdom's Attack on The British Empire* (Lanham, Maryland, 1991), p32.

² 詳しくは、拙稿「ナミビアのドイツ系住民と第一次世界大戦」『西洋近現代史研究会会報』第14号（西洋近現代史研究会、2000年）、10-13頁を参照。

³ 国際法学会（編）『国際法辞典』（鹿島出版会、1975年）、30頁。

⁴ Eric Emmett, *A Report On German Activities in South West Africa* (Cape Town?, n.d.). in: SWAA 2/14/1(National Archive of Namibia).これは当時の内務大臣の命をうけて、ケープタウン大学のエリック・エメット教授が編纂した草稿である。

⁵ Werner Bertelsmann,

⁶ Zedekia Ngavirue, *Political Parties and Interest Groups in South West Africa (Namibia): A Study of Plural Society (1972)* (Basel, 1997), pp. 130-166.

⁷ Klaus H. Rüdiger, *Die Namibia- Deutschen: Geschichte einer Nationalität im*

ット＝ラウバー⁸、ワルター⁹、エバーハルト¹⁰がいる。ベルテルスマンとンガヴィルーはこの時代のドイツ人を取り巻く政治的な背景を詳述しているが、南アフリカ系白人社会とドイツ人との関係について必ずしも踏み込んだ考察をしているわけではない。これにたいし、後者の四人は南西アフリカ在住ドイツ人のアイデンティティに関心を寄せることで、当時ドイツ人が南アフリカ社会への同化について、どのような考えをもっていたかを分析した。リュウディガーとワルターはいずれも、他国の統治下にあるこの時代を南西アフリカ在留ドイツ人のナショナリズム形成の時代と位置づけ、独特の「ドイツ・アイデンティティ」が確立したとみる。シュミット＝ラウバーは、このようにドイツ人を一つのまとまった集団としてとらえることに異を唱えた。そして、この時代をドイツとイギリスのどちらにも忠誠を誓うか迫られた苦悩の時代、すなわちアイデンティティ分裂の時代ととらえている。

この三者に共通する問題点は、南アフリカ白人社会への同化にたいし抵抗を生み出す彼らのアイデンティティについて、とくに 1920 年代後半から南部アフリカで活動が開始するナチ党あるいはナチズムとのかかわりについて、さほど深く掘り下げていない点である。ナチ党の活動は南アフリカのみならず、南西アフリカでも活発であった。とりわけ南西アフリカでは、1930 年代半ばにドイツ人の 8 割から 9 割がナチ党員だったといわれている¹¹ことから、ナチズムはドイツ人の同化の問題とも大きくかかわっているはずである。

この指摘を引き受け、ナチズムと南西アフリカ在住ドイツ人とのかかわりについて研究したのが、エバーハルトであった。彼は南西アフリカに在住するドイツ人を均質な一枚岩の集団としてとらえないシュミット＝ラウバーの立場を支持しつつも、この時代のドイツ人がどれほどナチ党を支持していたかという点については、シュミット＝ラウバーが述べる入植時期や世代間の違いが支持／不支持を分かつ目安になるといような単純なものではないことを明らかにした。

エバーハルトの研究では、新しい史料も付け加えられて、この時代のドイツ人の動向がより詳しく書かれている。しかしながら、彼自身の関心がアパルトヘイトに見られる人種主義思想とナチズムのそれとの関係にあるために、本国におけるナチズムの思想と南西アフリカで受け入れられたそれとを同義としてみるふしがある。筆者は南西アフリカにおいて発展したナチズムは、本国とは別のものであるという立場にたつ。そこで、本稿では、南西アフリカに在住するドイツ人がなぜナチ党を支持したのかという問いに答えるために、その歴史的な背景となる部分、すなわち委任統治開始時期から第二回南西アフリカ議会選挙までを、再度ふりかえってみることにしたい。

1. 南西アフリカにおける白人数の変化

1-1. ドイツ人と国籍

Werden (Stuttgart, 1993).

⁸ Brigitta Schmidt-Lauber, *Die abhängigen Herren: Deutsche Identität in Namibia* (Hamburg, 1993).

⁹ Daniel Joseph Walther, *Creating Germans Abroad: Cultural Policies and National Identity in Namibia* (Ohio University Press, 2002).

¹⁰ Martin Eberhardt, *Zwischen Nationalsozialismus und Apartheid: Die deutsche Bevölkerungsgruppe Südwestafrikas 1915-1965* (Berlin, 2007).

¹¹ Heinrich Stuebel, „Die Entwicklung des Nationalsozialismus in Südwest- Afrika,“ in *Vierteljahreshefte für Zeitschriften*, 1. Jg. (1953) 2. Heft/ April, S.176.

1920年より委任統治は開始し、南西アフリカでは南アフリカの法律が適用されることになった。南アフリカ政府は南西アフリカに議会を召集しようとした。このとき問題となったのが残留ドイツ人の国籍である。当時の南アフリカ首相スマッツは、外国籍所有者にたいして参政権を与えないという方針を示し、南西アフリカに在住するすべての白人にイギリス国籍を取得させようとした¹²。

ドイツ国籍を失いたくないと考えるドイツ人は、このような南アフリカ政府の措置に激しく反発した。このため、南アフリカ政府はドイツ政府と話し合いをもち、1923年10月23日にスマッツ＝デ・ハース協定（通称ロンドン協定）を結ぶにいたる。協定の内容は(A)南西アフリカに在住するドイツ人を他の市民と同等の権利や義務を負う者として扱う¹³(B)ドイツ語の使用を認める(C)ドイツ人学校に財政支援をする(D)南アフリカの移民法に抵触しない限り、ドイツ人の再入国を認める(E)ドイツ人教会の活動を認める(F)ドイツ人は今後30年間、対ドイツ戦が起きても徴兵の対象としない¹⁴などである。

南アフリカによる委任統治が始まってからというもの、いったん南西アフリカを離れてしまったドイツ人は再入国が認められなかったが、ロンドン協定をきっかけにドイツからの移民に道が開かれた。1924年に移民法が改正され、南アフリカの移民法に定める条件を満たす限り、旧敵国からの移民も受け入れられるようになったのである。

同じく1924年に南西アフリカでは帰化法が公布された。本帰化法は、1924年1月1日から10月1日までの期間に南西アフリカに居住する白人全員に、無条件でイギリス国籍が与えられるという内容だった¹⁵。この法律にしたがうと、法律の公布された日である1924年10月1日から六ヶ月以内にイギリス国籍を拒否する旨を申請しない限り、残留ドイツ人はドイツ国籍とイギリス国籍の二つを所有できることになる¹⁶。本帰化法により残留したドイツ人は、南西アフリカならびに南アフリカ領内に滞在中はイギリス国籍が有効になり、そこを離れるとドイツ国籍が有効になるという一種の二重国籍保有者となった。法律で定める期間に南西アフリカ領内に滞在していなかった者、すなわち、移民法の改正により新たにドイツから移住した人びとについては、申請によってイギリス国籍を取得することで市民権を得られる。彼らが申請の手続きをとった場合、ドイツ国籍は喪失することになっていた。これにより、これまで南西アフリカでドイツ人と認識されてきた人びとは、この時点で国籍という観点から、イギリスとドイツの二つの国籍を持つ者、1924年の帰化法において拒否を申請した、あるいは第一次世界大戦後に新たに移住した者のうちイギリス国籍の取得を申請しなかったなどの理由でドイツ国籍だけを保有する者、申請によってドイツ国籍を失いイギリス国籍のみを保有する者の三つに分類された¹⁷。以下、煩雑さを避けるために、これまで「ドイツ人」と述べてきた人びとについては「ドイツ系住民」という表記を用いる。

1-2. 白人内における民族別人口の変化

¹² Bertelsmann, *op cit.*, S.15.

¹³ 市民権を得られるのは白人だけであり、第一次世界大戦後もアフリカ人の法的地位は改善されなかった。

¹⁴ André du Pisani, *SWA/ Namibia: The Politics of Continuity and Change* (Johannesburg, 1985), p.69.

¹⁵ Act 30 of 1924, *Union Official Gazette*, 15th September, 1924.

¹⁶ *Ibid.* 本帰化法が公布時に、申請によりイギリス国籍取得を拒否したものは261人であった。Heinrich-Georg Hubrich/ Henning Melber, *Namibia – Geschichte und Gegenwart: Zur Frage der Dekolonisation einer Siedlerkolonie* (Bonn, 1977), S.76.

¹⁷ 1928年に帰化法は一部改正され、二重国籍者の子どもにも二重国籍が認められた。Act No. 28 of 1928, *Statutes of the Union of South Africa 1927-28*.

1924年の帰化法は、移民法の改正で旧敵国であるドイツからの移住者を受け入れるようになり、南西アフリカの白人内にドイツ系住民の数が増えることになって、ドイツ国籍の保有者は必然的に少数派に転じるような仕組みになっている。このような国籍の扱いは、ドイツ系住民が「ドイツ人」として集団化するのを防ごうという南アフリカ政府の狙いがあった。すなわち、ドイツ系住民が南アフリカ政府への対抗勢力となる可能性を封じようとしたのである。ドイツ系住民を孤立させないという意図は、第一次世界大戦後の南西アフリカにおける白人の移住状況からもうかがい知ることが出来る。(論文最終ページの表を参照)。

表からは第一次世界大戦を境にドイツ系住民が減少し、代わって南アフリカ系白人、とくにアフリカーナーの割合が増加していることが読み取れる。こうした変化は、南アフリカ政府がアフリカーナーを入植させたことによって起きたものである。

委任統治領は、現地住民の政治的・経済的発展や地理的条件を基準として A、B、C に等級がつけられ、南西アフリカはこの中で最下の C 級に位置づけられていた¹⁸。南西アフリカの経済力維持のために、南アフリカ政府は白人の数を増やす必要性を感じていた。それを理由に白人の数を増やすとなれば、ヨーロッパから資金のある移住者を積極的に受け入れるという方法は、確かに有効である。しかし、冒頭でも触れたとおり、南アフリカ政府の意図は安定した白人社会の形成にあった。この点に留意すると、南西アフリカで自立できる白人を入植させる必要がある。南アフリカとは異なり、もともと工業の発展していない南西アフリカでは、牛や家畜の飼育が適している。しかしながら、ヨーロッパとは気候やインフラ整備など条件が異なる南西アフリカでは、ヨーロッパからの白人移民がそのまま順応できるとは限らない。こうした条件に見合うものとして、アフリカーナーは適切とみなされていた¹⁹。

南アフリカ政府がアフリカーナーの入植に熱心だったのは、もう一つ歴史的な背景も影響している。南アフリカの白人社会は、大別すると、イギリス系住民とアフリカーナーに分けられる。両者の対立は、先の南アフリカ戦争で決定的なものとなった。第一次世界大戦中に南アフリカがイギリス側について参戦することに異議を唱え、一部のアフリカーナーが反乱を起こしたことからも察するとおり、イギリスとの関係をめぐってアフリカーナー内部でも分裂が起きていた²⁰。こうした背景から、多くのアフリカーナーの中ではイギリス系住民、あるいは親英路線の南アフリカ政府に対する不信感が潜在的に存在していた。南アフリカ政府は、ヨーロッパからの新たな移民の受け入れよりも、既存の白人社会の安定のために、多くのアフリカーナーに広がる不満、端的に言えば「プア・ホワイト問題」の解消を優先する必要がある。これらの理由から、南西アフリカへのアフリカーナーの入植が推進されたのである。

入植にあたっては、南アフリカ国内のアフリカーナーだけでなく、アンゴラに在住する

¹⁸ 国際法学会(編)、前掲書、30頁。

¹⁹ 同じ観点で、ドイツ植民地時代初期にも、ドイツ政府はアフリカーナーの入植に注目していた。Der Deutsche Kolonialgesellschaft (DKG) (hg.), *Zeitschrift für Kolonialpolitik, Kolonialrecht und Kolonialwirtschaft* (Berlin, 1904), 6. Jahrgang, S.12; Alldeutsche Verbände, *Alldeutscher Blätter*, Nr. 3, 14. Jahrgang (16. Januar, 1904).

²⁰ ボータとスマッツの率いる南アフリカ党は、イギリス側での参戦を支持した親英派であり、これに対抗して、1914年にアフリカーナーの文化的・経済的利益の擁護と南アフリカの大英帝国からの離脱を掲げた国民党がヘルツォークによって設立され、アフリカーナー社会は大きく分裂した。レナード・トンプソン著、宮本正興・吉國恒雄・峯陽一訳『新版 南アフリカの歴史』(明石書店、1998年)、280-283頁。

アフリカーナー²¹も注目された。アンゴラのアフリカーナーは非常に貧しかったため、彼らの救済と安定した白人社会の形成という利害が一致したことが入植の理由となった。1928年9月から彼らの入植は本格的に始まった²²。アンゴラからは約2000人のアフリカーナーが南アフリカ政府の支援で入植した²³。

アフリカーナーの入植にたいして南アフリカ政府は相当な資金援助を行い、優先的に彼らに土地を与えた²⁴。アンゴラのアフリカーナーには他にも優遇措置がとられていた。南アフリカからの支援で入植した彼らは、南西アフリカ滞在1年でイギリス国籍を取得することが出来たのである²⁵。それと対照的に、ドイツからの移民は、敵国条項により国籍を得るまでに5年の滞在期間が要求され、さらに移民法の改正後も審査に時間を要していた²⁶ため、ドイツ系住民の人口増加率はアフリカーナーに比べると低かった。1920年代後半には、白人内の多数派はドイツ系住民からアフリカーナーへと変化していった。

2. 学校制度の変化と言語問題

国籍の問題と並んで、ドイツ系住民にとって切実な問題となったのが、言語の問題であった。委任統治領となった南西アフリカでは、公用語がドイツ語から英語ならびにアフリカーンス語に変更された²⁷。公用語や地名の変更などでしだいにドイツ色が払拭されていく中、南西アフリカに在住するドイツ系住民にとって最大の変化が訪れた。それは、ドイツ植民地時代に設立された学校がすべて南アフリカ政府の管轄となり、英語あるいはアフリカーンス語が教授言語となったことである。

ドイツ植民地時代に設立された官立学校はイギリス式のパブリック・スクールとなり、ドイツ系の教師は解雇され、南アフリカから新たに教員が派遣されることになった。なお、首都ウィンドフックとスワコプムントにあったレアルシューレは、南アフリカの教育制度と異なるため、私立校として以後の存続が認められた²⁸。ドイツ系住民にとって最大の関心となっている学校における言語の問題については、ドイツ語は初等教育の最初の4年間のみ用いられ、その後は英語あるいはアフリカーンス語のみが教授言語として使用されることになった²⁹。英語とアフリカーンス語のうちどちらの言語を選択するかは、その子どもの両親に決定権があり、5年生からはドイツ語は選択科目としてのみ授業が行われるこ

²¹ 1920年代は「ブール人」という蔑称が用いられており、アンゴラに住む彼らは「アンゴラ・ブール人」と呼ばれているが、本論文では差別的な表現と煩雑さをさけるため、「アフリカーナー」の方を用いることにした。なお、アンゴラに住むアフリカーナーは、南アフリカ戦争によって土地を追われ、南西アフリカとアンゴラとの国境線となるクネネ川北部に定着した人びとを指す。

²² *Cape Times*, 8th August, 1927.

²³ Office of the Statistics, Pretoria, 23rd July, 1928 in SWAA/ 839/ A68/ 5/ 4/ 6 (National Archive of Namibia).

²⁴ 1928年から1938年の間に56万ポンドがアフリカーナーの入植に費やされた。Hubrich/Melber, *op. cit.*, S.64.

²⁵ Bertelsmann, *op. cit.*, S.47-48.

²⁶ R1001, 1226. (Bundesarchiv-Lichterfelde)

²⁷ アフリカーンス語はオランダ語を基盤とし、英語、アフリカ諸語、マレー系言語などと混成した言語で、一九二五年にオランダ語に代わり正式に南アフリカで公用語とされた。このときはまだオランダ語が公用語なのだが、便宜上アフリカーンス語で統一する。

²⁸ Interessengemeinschaft, „Deutsche Regierungsschulen im Wechsel der Zeit,“ in *1884-1984 Vom Schutzgebiet bis Namibia* (Windhoek, 1984), S.105.

²⁹ Official Gazette, 17th December, 1921.

とが決定した³⁰。

委任統治領内におけるドイツ語の扱いについて、ドイツ系住民側から強い反発が起きたのは当然のことだった。解雇されたドイツ系教員をはじめ、学校関係者は在南西アフリカ・ドイツ学校協会（以下、学校協会）を1920年1月に設立し、反対運動を起こした³¹。学校協会は、すべての学年でドイツ語を教授言語として認可し、英語やアフリカーンス語をむしろ選択科目とすること、さらにそのためにドイツ系の教員を採用することなどを要求した。この主張は教育的な理由、すなわち、ドイツ語を母語とする子どもたちに外国語で授業を受けさせるのは大きな障害であるという考えに基づいてのことである。学校協会のはたらきかけにより、学校におけるドイツ語の扱いについて南アフリカ政府側からは以下のような提案が出された。まず、ドイツ語を8年生まで教授言語として用い、その後は外国語として教える。英語とアフリカーンス語は4年生から必須科目として教え、9年生からは教授言語とする。また、ドイツ語の使用にあたってはドイツ系の教師を採用することなどである³²。この計画は委任統治開始のときに出された言語にかんする規定よりは改善されているものの、学校協会はドイツ語が全学年の教授言語として認可されていないことに不満を感じていた。しかし、学校協会は財政的な問題で、これ以上南アフリカ政府にはたらきかけることは不可能であった。その後、学校におけるドイツ語の扱いは学校協会だけでなく、ドイツ系住民全体を巻き込んで政治問題として取り上げられることになった。

3. ドイツ系住民を代表する政党—南西アフリカ・ドイツ同盟—

1926年5月に委任統治領の南西アフリカで行われるはじめての議会選挙に合わせて、白人の間では政党設立の動きがあった。ドイツ系住民は1924年9月3日に南西アフリカ・ドイツ同盟を設立した。この団体は学校協会をはじめ、ドイツ植民地時代から「ドイツ文化」の保護育成のために活動している諸団体の代表者が集まって誕生したもので、設立当初は政党ではなかったが、第一回議会選挙に向けて翌年からは政党として活動を始めた³³。会員となる条件は（1）ドイツ系の血筋であること（2）ドイツ系として自らが意識していること（3）ドイツ語話者であることの三点であり、設立当時の会員数は2500人であった³⁴。彼らはドイツ系住民の国籍問題、ドイツからの移民の促進、学校問題と言語問題の解決など、ドイツ系住民がこうむる不平等の撤廃と南西アフリカの南アフリカ連邦編入反対を主張していた³⁵。

一方、同じ年の9月下旬に、南アフリカ系の白人は本国と合わせて、イギリス系住民と

³⁰ Official Gazette, 17th December, 1921; Bertelsmann, *op.cit.*, S.18.なお、委任統治開始とともに起きた学校教育におけるドイツ語の扱いをめぐる論争の経緯について、以下のような論文（学位請求論文）がある。Helmut H.W.P. Reitel, *Der Schulstreit 1919-1921. Ein Beitrag zur Geschichte Südwestafrika nach dem Ende der deutschen Schutzherrschaft*, Dissertation zur Erlangung des Doktorgrades der Philosophie an der Ludwig-Maximilian-Universität zu München, 1967.

³¹ Bertelsmann, *op. cit.*, S.18.ドイツ学校協会は在外ドイツ人の教育や学校の問題に関心を持つ団体で、本部はドイツのシュトゥットガルトにある。マイノリティの権利を保護するという目的で、ポーランドの学校でドイツ語を教授言語に導入させたことを例に取り、南西アフリカでも同様にすべきだと主張していた。

³² Bertelsmann, *op cit.*, S.19-20; Interessengemeinschaft, *op cit.*, 104.

³³ *Satzungen des Deutschen Bundes für Südwest- Afrika*, 1925.

³⁴ R1001/ 1771 Bd. 1 (Bundesarchiv- Lichterfelde).

³⁵ *Swakopmunder Zeitung*, 9. September, 1924; *Satzungen des Deutschen Bundes für Südwest- Afrika*, 1925.

親英派のアフリカーナーが支持する連合党と、反英路線をかかげる多数派のアフリカーナーの利害を代表する国民党を設立した³⁶。

第一回目の議会選挙では、南西アフリカ・ドイツ同盟がもっとも多く議席を獲得した。1926年に教育法が改正されたのは、南西アフリカ・ドイツ同盟の勢いを照明するものだったといえよう。同法律により8年生まではドイツ語を母語とする子どもにはドイツ語が唯一の教授言語とされ、9年生以降も主たる教授言語としてドイツ語の使用が認められ、南アフリカ方式の大学入学資格マトリックの試験において、ほとんどの教科がドイツ語で受験できるようになった³⁷。上級の学校におけるドイツ語の使用が認められたことにより、首都ウィンドフックの公立の中高等学校ではドイツ語学級が作られた³⁸。

しかし、根本的な問題として、南西アフリカにおける議会制度は、ドイツ系住民が過半数を獲得できないような仕組みができていた。この選挙において、南西アフリカ・ドイツ同盟と無所属のドイツ系住民は9議席を獲得したのにたいして、南アフリカ系白人を代表する国民党は3議席、連合党は議席なしであった³⁹。選挙では確かにドイツ系住民は過半数を占めているが、全18議席のうち純粋な選挙によって選出されるのは12議席であり、残り6議席は南アフリカ政府の推挙する議員が入ることになっている⁴⁰。これにより、第一回議会選挙後のドイツ系住民と南アフリカ系白人の議席数は同数となった。

先の選挙での敗北をきっかけに、南アフリカ系白人の間では新たな動きが起きた。本国では利害が対立する二つの政党が、対南西アフリカ・ドイツ同盟を掲げて共闘することになったのである。南西アフリカを委任統治領ではなく南アフリカの領土とすることは、多くの南アフリカ系白人にとって共通する関心であった。そこで両党は1927年4月2日に合併し、南西アフリカ国民連合を結成した⁴¹。

第二回目の議会選挙は1929年7月に行われた。この選挙では南西アフリカ国民連合が8議席を獲得した⁴²。これは、南西アフリカに在住する白人の多数派がドイツ系から南アフリカ系へと急速に変化したことを表している。いいかえれば、南アフリカ政府主導の入植政策が功を奏した結果といえるだろう。1928年とは、アンゴラからのアフリカーナーが入植した時期と重なっており、同じ頃アフリカーナーが多数派に転じる警戒が南西アフリカ・ドイツ同盟内で意識されていた⁴³。わずか3年の間に起きた劇的な人口の変化を前にして、南西アフリカ・ドイツ同盟では今後議席を確保できなくなる危機感すら生まれた。

この選挙後も引き続き、南西アフリカ・ドイツ同盟はドイツ語の公用語としての採用、国籍や参政権の取得についてなど、ドイツ系住民にたいする「差別」の撤廃を要求していくが、南西アフリカ国民連合はこれらの条件を受け入れずに、ドイツ系住民が南アフリカ

³⁶ Ngavirue, *op cit.*, pp.135-136; Bertelsmann, *op cit.*, S.45-46; du Pisani, *op cit.*, pp.71-73.

³⁷ Proclamation 16 of 1926; Bertelsmann, *op cit.*, S75.

³⁸ Bertelsmann, *op cit.*, S.75. ドイツ系住民と南アフリカ系白人の人口比率が逆転し始める時期に、公立の中高等学校にドイツ語学級を設置できたことは、南西アフリカ同盟の勢力をものがたっている。

³⁹ *Die Suidwes Afrikaner*, 8de April, 1940, p.1.

⁴⁰ South African Constitution Act, No.42 of 1925, *Laws of South West Africa* (Windhoek, 1950).

⁴¹ Ngavirue, *op cit.*, pp.45-47.

⁴² ただし、南アフリカ政府は両者の対立を緩和するために推薦枠6名で調整を図り、最終的に第二回選挙での議席は南西アフリカ国民連合11議席、南西アフリカ・ドイツ同盟7議席という配分になった。*Jahresbericht des Deutschen Bundes für Südwest-Afrika*, 1929, S.14-15.

⁴³ *Jahresbericht des Deutschen Bundes für Südwest-Afrika*, 1928-1929, S.12.

系白人社会へ同化することを要求し続けた。議席数の減少により、南西アフリカ・ドイツ同盟はドイツ系住民の利害を議会で反映させることがますます難しくなった。

おわりに

南西アフリカは、ドイツが第一次世界大戦に敗戦したことにより、もはやドイツ領ではなくなった。ドイツ系住民にとってそのことが大きな問題として意識されたのは、まず自らのもつ国籍がドイツではなくなるという事態に直面したことである。南アフリカ政府は委任統治開始にともない、委任統治領内における議会招集のための選挙を開催する必要性に迫られ、南西アフリカに在住するすべての白人を対象に、イギリス国籍を付与することを定めた。しかし、この措置によりドイツ国籍を喪失するのを恐れたドイツ系住民からは激しい反発が起きた。これが1923年10月23日のロンドン協定締結にいたる背景である。

ロンドン協定により、南アフリカの帰化法に定めるイギリス国籍の付与によってドイツ系住民は二重国籍保有者とみなされるようになったが、南アフリカあるいは委任統治領域内にいる限り、ドイツ国籍よりもイギリス国籍の方が優先されていた。このような形の二重国籍のあり方は、ドイツ系住民にとって満足のいくものではなかった。なぜなら、彼らの居住地においては国籍として「ドイツ人」とみなされないからである。

次に彼らにとって問題になったのは、自分たちの文化であるドイツ語が消滅の危機にさらされるということであった。委任統治が開始するとドイツ語は公用語から外され、街や通りの名前がドイツ語表記から英語あるいはアフリカンス語表記へと変化した。(たとえば、首都ウィンドフックはドイツ植民地時代は Windhuk と表記していたが、第一次世界大戦後より Windhoek と表記されるようになった。) 他、行政サービスもすべてドイツ語では対応されなくなった。このような状況で、ドイツ系住民にとって最大の問題は、学校がイギリス式の教育制度による運営となり、ドイツ語で子どもたちに授業を受けさせることが出来なくなったことであろう。

南西アフリカにおいてドイツ語が消滅していく中、ドイツ系住民の間ではその状況を改善するために政治的な活動を始める者がいた。1924年に設立された南西アフリカ・ドイツ同盟はドイツ系住民の間では大きな支持を得ることが出来たが、南西アフリカに召集される議会においては不利な立場におかれていた。当初はドイツ系住民の数が白人内で優勢だったにもかかわらず、議会は他の南アフリカ系白人を代表する政党と議席数が同じとなる仕組みになっており、さらに南アフリカ政府が進めたドイツ系以外の白人の入植政策により、南西アフリカに在住する白人のうちドイツ系住民の占める割合が減ることによって、南西アフリカ・ドイツ同盟は議席を確保することが難しくなり、ドイツ系住民の利害が政治に反映される可能性はますます低くなった。

これまでみてきたところ、ドイツ系住民は南アフリカ政府が推し進める同化政策に抵抗しようとしたものの、南西アフリカで誕生したドイツ系の政党にそれを実現させることは難しかったことがわかる。こうした状況があり、ドイツ系住民はより強力な後ろ盾をもつ機関を必要としたのではないだろうか。

南アフリカ内務省の記録によれば、ナチ党が南アフリカに海外支部を作ったのは1931年だが、すでに1920年代後半には非公式に活動を行っていたという⁴⁴。第一回南西アフリカ議会召集の結果、入植政策によって生じた白人内における人口比率の逆転などで、ドイツ系住民の間にドイツ・ナショナルな感情が芽生えたまさにその時期に、ナチ党は南西ア

⁴⁴ BC640/ E5 45(Lawrence Papers), Manuscripts and Archives, University of Cape Town.

フリカで活動を始めた。ナチ党は植民地奪回をうたい、南西アフリカ在住のドイツ人と利害が一致した。このような背景が、南西アフリカでナチ党の活動を支えることになったのである。

表：白人内におけるドイツ系、アフリカーナー、イギリス系の割合

都市名	1913年1月1日			1936年		
	ドイツ系 (%)	アフリカーナー (%)	イギリス系 (%)	ドイツ系 (%)	アフリカーナー (%)	イギリス系 (%)
ハシュール (アロアブ)	28	72	-	3	96.5	0.5
ベタニー	86	11	3	20	75	5
ギベオン	67	33	-	12	86	2
ゴバビス	94?	5?	1?	17	81	2
グロートフ オンテイン	94?	5?	1?	54	39	6
カリビブ	98	1	1	39	42	18
ケートマン ズホープ	85	13	2	9.5	81	9.5
リュージェリ ッツ湾	88	9	3	57	26.5	13.5
マルタホー エ	78	22	-	17	81	2
オカハンジ ヤ	97	3	-	43	51	6
オマルル	98	2	-	59	35	6
オチワロン ゴ	-	-	-	25	68	7
オウチョ	96	4	-	20	71	9
オヴァンボ ランド	-	-	-	21	5	13
レホボス	86	14	-	24	73	3
スワコブム ント	95	2	3	70	22	8
ヴァルムバ ート	60	39	-	4	94	2
ウィンドフ ック	94	5	1	46	34	18

出典：Daniel Josef Walther, *Creating Germans Abroad* (Ohio University Press, 2003), S116.